

生駒市規則第 1 8 号

生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成 2 6 年 5 月 2 9 日

生駒市長 山 下 真

生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例施行規則（平成 1 3 年 6 月生駒市規則第
1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号の表に次のように加える。

上記以外の世帯	同一世帯から 2 人以上就園 している場合の次年長者 (第 2 子)	保育料及び入園料の合計 額（年額 4 0, 0 0 0 円 を限度とする。）
	同一世帯から 3 人以上就園 している場合の第 1 子及び 第 2 子以外の園児 (第 3 子以降)	保育料及び入園料の合計 額（年額 7 9, 0 0 0 円 を限度とする。）

第 2 条第 1 項第 2 号の表中「3 5, 0 0 0 円」を「5 0, 0 0 0 円」に改め、
同表に次のように加える。

上記以外の世帯	小学校 1 年生から 3 年生ま での兄又は姉を 1 人有して おり、同一世帯から 2 人以 上就園している場合の最年 長者 (第 2 子)	保育料及び入園料の合計 額（年額 4 0, 0 0 0 円 を限度とする。）
	小学校 1 年生から 3 年生ま での兄又は姉を 1 人有して おり、同一世帯から 2 人以 上就園している場合の第 2 子以外の園児 (第 3 子以降)	保育料及び入園料の合計 額（年額 7 9, 0 0 0 円 を限度とする。）

附 則

この規則は、平成 2 6 年 6 月 1 日から施行し、改正後の生駒市立幼稚園保育料

入園料徴収条例施行規則の規定は、同年4月1日から適用する。